

玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要項

令和 6 年 9 月

玉東町教育委員会

第1 募集要項等について

玉東町では、安心・安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するにあたり、豊富な経験と専門知識を要する玉東町学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）の調理運搬等業務委託を公募型プロポーザル方式で募集することとしました。

この募集要項は、本業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたもので、様式集、委託仕様書、委託経費積算基準含め「募集要項等」とします。

第2 業務委託の概要

1 対象施設

名 称	玉東町学校給食共同調理場
所在地	玉東町白木 3 4 番地
運営方式	フルドライシステム
建物構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造（屋根） 平屋
延べ床面積	3 7 8 . 1 8 0 m ²

2 基本的条件

小・中学校数	小学校 2 校・中学校 1 校
給食予定数	約 5 5 0 食
給食予定日数	約 2 0 0 日 ただし各校の学校行事等に応じて変更になる場合があります。
長期休業中(春、夏、冬) 業務予定日数	約 2 0 日
アレルギー等対象者数	約 2 0 名
配送車	1 台 町からの貸与

3 業務委託内容（委託仕様書を参照のこと。）

- ① 調理・配缶業務
- ② 食材の検収及び管理業務
- ③ アレルギー対応食調理業務
- ④ 食器、食缶、コンテナ等の洗浄業務
- ⑤ 調理機器及び器具等の洗浄・消毒業務
- ⑥ 給食配送・回収業務
- ⑦ 事務室を除く施設の清掃及び年 2 回の敷地内草取りなどの清掃業務
- ⑧ 各号に附帯する業務

4 業務委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

（ただし、「調理場」との業務引継に係る受託準備期間を除く。）

(1) 準備期間

ア 契約締結の日から令和7年3月31日までとし、内容は速やかに調理場と協議のうえ決定するものとする。内容の決定後、習熟訓練計画書を提出すること。

イ 委託業務開始までの業務習熟、準備に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(2) 次期受託者への引継ぎ

委託契約の満了に伴い、次期受託者が別事業者に決定した場合は、次期受託者に引き継ぐために、次期受託者の従業員を業務に立ち会わせるなど、業務に支障がない範囲で確実に引継ぎを行うものとする。

5 委託料の上限

総 額 126,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

年度別内訳 令和7年度 25,200千円

令和8年度 25,200千円

令和9年度 25,200千円

令和10年度 25,200千円

令和11年度 25,200千円

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとする。

第3 参加資格要件

このプロポーザルに参加を表明する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- 1 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく、更正又は再生手続を行っていないこと。
- 4 本町の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- 5 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 6 代表者、役員等が玉東町暴力団排除条例（平成24年3月8日条例第9号）第2条各号に規定する暴力団でないこと並びにそれらの利益になる活動を行うものでないこと。
- 7 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- 8 玉東町教育委員会（玉東町学校給食共同調理場）との連絡・対応が速やかに行える

体制がとれること。

- 9 学校給食センター等の大量調理施設（同一メニューを1回に500食以上提供する施設）での調理、炊飯業務及びアレルギー対応食業務を3年以上完了した実績を有すること。
- 10 募集開始日から過去3年以内に、学校給食業務又は大量調理施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業停止処分を受けていないこと。

第4 受託事業者決定までのスケジュール

- 1 スケジュール表募集要項等に対する質問書の提出期限

募集から受託事業者決定までのスケジュールは、下表のとおりとします。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除き、時間は午前9時から午後4時までとします。

	内 容	実施予定日
①	一般公募及び募集要項等の公開	令和6年9月27日（金）
②	共同調理場見学会申込書提出期限 【希望事業者のみ・事前申込み必要】	令和6年10月7日（月）
③	玉東町学校給食共同調理場見学会 (見学会時の質問は可能な限りその場で回答予定)	令和6年10月10日（木） 午後2時30分～午後4時30分
④	募集要項等に対する質問書の提出期限	令和6年10月11日（金）
⑤	参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出 期限 【持参のみ受付】	令和6年10月17日（木）
⑥	募集要項等に対する質問の回答	令和6年10月17日（木）
⑦	参加資格確認結果通知	令和6年10月24日（木）
⑧	提案書等の提出期限 【持参のみ受付】	令和6年11月1日（金）
⑨	選定委員会の実施 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年11月中旬予定
⑩	受託事業者決定通知	令和6年11月下旬予定

- 2 スケジュール表の各項目について

①一般公募及び募集要項等の公開

募集要項等は、**令和6年9月27日(金)**から玉東町ホームページに公開しますのでダウンロードしてください。町からの配布は行いません。

②共同調理場見学会

参加希望の場合は、様式第1号により持参または電子メールにて提出してください。

③業務委託対象施設見学会

参加者は2人以内とします。参加者は1ヶ月以内の検便検査結果報告書(赤痢菌チフス菌・サルモネラ菌・O-157)を見学会当日に提出すること。また白衣、帽子、マスク、履物等を準備してください。

④募集要項等に対する質問の受付

様式第2号により内容を簡潔にまとめて持参または電子メールにて提出してください。それ以外の電話等による問合せは一切受け付けません。

⑤参加表明書(兼応募資格審査申請書)の持参による提出

様式第3号により**持参にて提出**してください。応募資格を審査確認するために、様式第3号に記載された添付書類を添えて提出してください。

⑥質問に対する回答

全事業者に対し電子メールにて回答します。

⑦参加資格確認結果通知

全事業者に対し電子メールにて通知します。

⑧提案書の持参による提出

応募事業者は、「玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託に関する提案書」を事務局へ**持参により提出**してください。

⑨プレゼンテーション及びヒアリング

提案書をもとに、玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が評価を行うために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

⑩受託事業者決定通知

11月下旬に選定委員会の審査結果を応募事業者すべてに電子メール及び郵送にて通知します。

⑪説明会

説明会は開催しません。

第5 プロポーザル提案項目について

- 1 提案書は、以下の項目について作成してください。
 - ①学校給食に対する基本的な考え方について(様式第5号)
 - ②安全衛生管理について(様式第6号)

- ③調理業務実施体制について（様式第 7 号）
- ④業務従事者に対する教育及び研修について（様式第 8 号）
- ⑤事故（食中毒・異物混入・食物アレルギー・災害・機械等の故障や事故）の危機管理について（様式第 9 号）
- ⑥学校給食共同調理場・学校との連携体制について（様式第 10 号）
- ⑦業務開始までの準備スケジュールについて（様式第 11 号）
- ⑧独自提案について（様式第 12 号）
- ⑨調理業務等の受託実績について（様式第 13 号）
- ⑩見積書（委託経費積算基準に従い、施設毎・年度毎に、自社様式を用いて積算内訳も記載すること。）

2 提案書の書式及び部数

- （1）書式・・・A4 版、横書き、左綴じとします。
- （2）部数・・・7 部

第6 プレゼンテーション及びヒアリングについて

応募資格を満たしたすべての事業者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。（詳細な日時・場所については、後日通知します。）

- （1）開 催 日・・・令和 6 年 11 月中旬予定
- （2）場 所・・・玉東町中央公民館
- （3）実施時間・・・40 分程度（プレゼンテーション 30 分以内、
ヒアリング 10 分程度）
- （4）出席者・・・3 人以内とします。
- （5）準備物・・・必要な資機材は、各自準備してください。
（スクリーンは町で準備します。）

第7 審査について

選定委員会が、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査し、評価点で行います。

第8 リスク分担に対する方針

町と受託者のリスク分担は、下表のとおりとします。ただし、下表に定めていないリスクが生じた場合は、両者協議の上、リスク分担を決定します。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	受託者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	

計画変更	事業内容の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
許認可	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	仕様書内容との不適合		○
調理事故・異物 混入等	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

第9 無効又は失格

- 1 本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。
 - ①申請書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ④虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑤その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたもの。

第10 その他留意事項

- ①今回のプロポーザルで知り得た情報は、第三者に漏洩することがないように注意すること。
- ②プロポーザルに係る経費はすべて事業者の負担とする。
- ③提出物は一切返却しない。
- ④参加表明書提出後の辞退については様式第4号を提出すること。

第11 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

玉東町教育委員会 学校教育課

熊本県玉名郡玉東町大字白木1-1

電話：0968-85-2203

FAX：0968-85-2276

E-mail: gakkou@town.gyokuto.lg.jp

